

## 小牧市議会基本条例（逐条解説付き）

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条－第8条）

第4章 市長等と議会との関係（第9条－第12条）

第5章 議員の政治倫理（第13条）

第6章 会派及び政務活動費（第14条・第15条）

第7章 議会事務局（第16条）

第8章 災害への対応（第17条）

第9章 最高規範性（第18条）

第10章 見直し手続（第19条）

#### 附則

※ 小牧市議会は、市長その他の<sup>※</sup>執行機関とけん制及び調和の関係を保ち、市民の負託に応えるために、行政運営状況の監視、政策の提言を行うという本来の議会の役割に加え、地方分権時代にふさわしいあるべき議会を目指し、これまで議会の活性化や議会改革に積極的に取り組んできました。

小牧市議会は、<sup>※</sup>二元代表制のもとでの議会及び議員のあり方を明確に示すとともに、更に議会改革を進め、より透明性の高い市民にわかりやすい議会運営に努めながら、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを目指し、市民福祉の向上と更なる市政の発展に寄与することを決意し、ここに、この条例を制定します。

#### 【解説】

議会の最高規範として本条例を制定することに至った背景、趣旨、目的、基本原則等を示しています。

#### ※執行機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

#### ※市民

市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいいます。

※二元代表制

市長と議員は、ともに直接選挙で選ばれ、それぞれが市民の代表機関として、その役割を担っています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、小牧市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び小牧市議会議員（以下「議員」といいます。）の活動原則、議会運営の原則、市民と議会との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることを目的とします。

### 【解説】

地方公共団体の一翼を担う議会と議員の役割を明文化しています。

### (基本理念)

第2条 議会は、二元代表制のもと、市民の意向を市政に反映させるため、議論を尽くし、市政における唯一の議決機関として、公正な判断をすることによって、真の地方自治の実現を目指すものとします。

### 【解説】

市政における議決機関としての理念を示したものです。議会は、市民の意向を市政に反映させ、政策を決定する議決機関の役割があります。市民が関わりながら住みやすいまちづくりを目指すことを示しています。

## 第2章 議会及び議員の活動の原則

### (議会活動の原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとします。

- (1) 情報の公開を積極的に図るとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意向を的確に把握し、市政及び議会活動に反映すること。
- (3) 市長等の行政運営状況の監視を適切に行うこと。
- (4) 提出された議案の審議、審査を行うほか、政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

(5) 言論の府（議会が、議員間における自由かつ充実した討議の場であることをいいます。以下同じです。）及び合議制の機関（議会は、複数の人の合議によって事を決定する機関であることをいいます。以下同じです。）として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。

(6) 議会改革を継続的に推進すること。

**【解説】**

市民に信頼され、市民とともに歩む議会であるために行うべき姿勢について示したものです。第2条の理念のもと、積極的に情報公開を行い、市民に開かれた議会運営を行います。

（議会運営の原則）

第4条 小牧市議会議長（以下「議長」といいます。）は、中立公正に職務を遂行するとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとします。

**【解説】**

議会運営は公平、公正が前提で、議員平等の原則に基づいて民主的であることはもとより、効率的でなければなりません。議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、市議会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市議会の事務を指揮・監督します。

（議員活動の原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとします。

(1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(2) 自らの資質の向上のため、日常の調査、研修等自己研さんに努めること。

**【解説】**

議員の責務として、議員自身が資質向上を図り、市民にとって身近な存在となり、意見を幅広く吸収できるよう、努力することを促しています。

### 第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民が議会の活動に参加する機会を確保するものとします。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第115条の2第1項の規定に基づく公聴会<sup>※</sup>制度及び同条第2項の規定に基づく参考人<sup>※</sup>制度を活用し、市民の意思を議会の審議に反映するよう努めるものとします。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に適切に反映させるものとします。

#### 【解説】

地方自治法上に定められた公聴会・参考人制度を利用して、市民の議会への積極的な関与を促し、市政のさまざまな課題や推進する施策に対して多様な市民の意見を把握し、制度の充実を図ることを示しています。

#### ※公聴会制度

議会が議決事件など、一定の事項について判断し、決定する場合に、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴き、参考とするために設けられている制度です。

#### ※参考人制度

議会が市の業務に関する調査または審査のため、必要があるときは、利害関係者や学識経験者などに意見を聴くことができる制度です。

(情報公開の推進)

第7条 議会は、会議<sup>※</sup>及び委員会を原則公開とし、市民に対して説明責任を果たすとともに、開かれた議会運営に資するため、積極的に情報公開に努めるものとします。

#### 【解説】

議会の市民に対する説明責任を明確にし、情報公開を進めるものです。

#### ※会議

ここでは本会議を指します。

(広報活動等の充実)

第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の活

用その他の多様な手段を活用することにより、広報活動及び広聴活動の充実に努めるものとします。

**【解説】**

情報化の進展を踏まえ、市議会ホームページ（会議録検索、録画放映）を活用し、議会に関する情報を発信していくとともに、市民に開かれた、信頼される議会を目指し、議会報告会等を開催し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、また情報を共有できるよう、充実を図ることを定めています。

#### 第4章 市長等と議会との関係

（市長等との関係の基本原則）

第9条 議会は、二元代表制のもと、議会審議における市長等との相互のけん制と調和の関係を保つものとします。

2 議会は、公正に、適切に及び効率的に行政運営されるよう監視するものとします。

**【解説】**

市長とは別の直接選挙で選ばれた議員が、独立した関係の中で、議会の持つチェック機能を果たすことを示しています。

（議会への政策等の説明要求）

第10条 議会は、市政における重要な計画、政策及び課題について、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができます。

**【解説】**

市長等が提案する政策や事業について、その概要や予算だけでなく、その形成過程の説明を、議会が求めて明らかにすることにより、審議等の水準を高めます。

（議決事件）

第11条 議会は、市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、特に重要な事件について、法第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるものとします。

**【解説】**

地方自治法第96条第1項では、地方議会の議決事件として15項目(別紙地方自治法(抜粋)参照)を挙げ、第2項ではそれ以外に議決事件を、それぞれの議会が条例で決めることができるとしています。議決事件とすべきものは、追加することができることを示しています。

(市長等の議員への反問)

第12条 市長等は、会議や委員会における議員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。

**【解説】**

議論の論点を市民により分かりやすく示すため、市長等の反問権を認めています。

第5章 議員の政治倫理

第13条 議員は、市民から負託された市民の代表としての責任を有することを自覚し、公正、誠実及び清廉を基本として、政治倫理の向上と確立に努めなければなりません。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるものとします。

**【解説】**

議員は、市民の代表として、高いモラルを維持して行動する責務を定めています。

第6章 会派及び政務活動費

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、基本的な理念、政策等が一致する議員で構成するものとします。

3 会派に属する議員は、政策の立案、提言、決定等に関し、会派内において調整を行い、合意形成に努めるものとします。

**【解説】**

会派制の採用を明確にするとともに、その政策立案能力の向上などの努力義務をうたっています。会派の結成は、所属議員3名以上を有し、議長へ届けのあった団体を会派と認めています。

(政務活動費)

第15条 会派及び会派に属さない議員(以下「会派等」といいます。)は、小牧市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年小牧市条例第1号)の規定に基づく政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとします。

2 会派等は、政務活動費の適正な執行に努め、その使途については、市民に対して説明責任を負うものとします。

3 会派等は、政務活動費を活用した調査研究その他の活動の結果について、議長に報告するとともに、議会活動の場で活かしていきます。

4 会派等は、政務活動費の透明性を図るため、全ての支出の証拠を明確に公表するものとします。

**【解説】**

調査研究に必要な経費として会派に対し交付され、使い道を明らかにすることを示しています。政務活動費の適正な活用と透明性の確保を示しています。

第7章 議会事務局

(議会事務局の機能強化等)

第16条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化を図り、並びに組織体制の整備を図るものとします。

**【解説】**

議会活動をサポートするための議会事務局のあり方について示しています。

第8章 災害への対応

第17条 議会は、小牧市災害対策本部と情報を共有し、市民生活の安定

維持に努めるものとしします。

2 議員は、災害対策、人命救助等の知識及び技能の習得に努めるものとしします。

**【解説】**

災害時における議会と市長等の関わり方を定め、また議員の心構えを示しています。「大規模災害発生時における小牧市議会の対応要綱」や「大規模災害発生第三非常配備以上時における小牧市議会の行動基準（議会BCP）」等において、大災害が発生した際の具体的な対応を定めています。

第9章 最高規範性

第18条 議会は、この条例を議会における最高規範として尊重しなければなりません。

**【解説】**

この条例が、議会における最高規範である条例として、他の条例、規則等と整合性を取るよう定めています。

第10章 見直し手続

第19条 議会は、この条例の施行後、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、見直しの必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、適切な措置を講じるものとしします。

**【解説】**

見直しの必要がある時は、改正できることを示しています。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。



別紙地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、

調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。